

大分市廃棄物処理施設使用料の改定について

廃棄物処理施設使用料（以下「使用料」という。）は、大分市廃棄物処理施設条例第5条に基づき、市民及び事業者が本市の一般廃棄物処理施設にごみ等を持ち込む際にご負担いただいています。

使用料の改定については、平成25年度の第2回大分市清掃事業審議会において、5年毎に見直しを行うことのご了承をいただいております。令和6年度末に前回の改定から5年が経過することから、見直しを実施するものです。

1. これまでの経過

平成16年 4月 1日	事業系ごみと家庭ごみの区分と併せ料金改定
平成26年 4月 1日	消費税増税（5→8％）に伴う料金改定
平成26年 7月 1日	事業系ごみの料金改定（20kgごとに200円）
平成26年11月 1日	家庭ごみの料金改定（20kg70円）
令和 2年 4月 1日	事業系ごみと家庭ごみの料金改定（料金体系を20kgごとから、10kgごとの区分に変更）

2. 使用料の推移

●事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物（事業系ごみ）

平成16年4月1日～	平成26年4月1日～	平成26年7月1日～	令和2年4月1日～
100kg以内800円	100kg以内820円	20kgまでごとに200円	10kgまでごとに100円
100kgを超えるときは20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に160円加算	100kgを超えるときは20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に160円加算		

●一般家庭から生じた廃棄物（家庭ごみ）

平成16年4月1日～	平成26年4月1日～	平成26年11月1日～	令和2年4月1日～
100kg以内350円	100kg以内360円	20kgまでごとに70円	10kgまでごとに35円
100kgを超えるときは20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に70円加算	100kgを超えるときは20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に70円加算	※1回の搬入量が350kgを超えるものは、事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物とみなす。	※1回の搬入量が350kgを超えるものは、事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物とみなす。

3. 現行使用料算定の考え方

事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物（事業系ごみ）

- ・過去5年間の平均ごみ処分原価（焼却・破碎・埋立に要する費用）の50％程度の負担を求める。
- ・使用料について近隣自治体との差があるにごみの流入や流出も懸念されることから近隣市の使用料との均衡を考慮する。

一般家庭から生じた廃棄物（家庭ごみ）

- ・家庭ごみの有料化手数料の額を基準に使用料を設定する。
- ・家庭ごみ有料化における市民のごみ処理原価（ごみ収集原価+ごみ処分原価）に対する負担割合を算出し、その負担割合をごみ処分原価に乗じて使用料を算定する。

4. 算定の考え方について（案）

	事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物（事業系ごみ）	一般家庭から生じた廃棄物（家庭ごみ）
算定の考え方	・過去5年間の平均ごみ処分原価の50％程度の負担 ・近隣自治体との均衡を考慮	・家庭ごみの有料化手数料の額を基準に使用料を設定 ・家庭ごみ有料化における市民のごみ処理原価（ごみ収集原価+ごみ処分原価）に対する負担割合を算出し、その負担割合をごみ処分原価に乗じて使用料を算定

5. 今後のスケジュール（案）

令和6年 7月以降	大分市清掃事業審議会において審議・答申
令和6年12月	令和6年第4回大分市議会定例会へ条例改正（案）の議案を提出 ※使用料を改定する場合
令和7年 4月	新手数料施行 ※使用料を改定する場合